

香川県伝統的ものづくり産業発展支援事業補助金に係る Q&A

(補助事業)

Q1 どのような事業が補助事業となるのか。

A1

県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体(3事業者以上で構成する団体)が実施する、販路開拓・人材育成、技術の伝承への取組み、訪日外国人旅行者(以下:インバウンド)への対応力を強化するためのプロモーションや、ライフスタイルの変化等に対応した新商品の開発、専門家によるコンサルティング等の費用が対象となります。

補助対象事業	事業例
プロモーション・販路開拓事業	HP・SNS作成、外国向け旅行サイトへの情報掲載、多言語対応パンフレットの作成、外国人向け直販イベントの開催、展示会・商談会の開催、展示会・商談会への出展 など
人材育成事業	インバウンド対応のための語学セミナー・マナーセミナーの開催、資格取得のための講習 など
技術・技法伝承事業	技術者・職人等を養成するための技術講習、技術・技法の伝承を目的とした記録映像の作成 など
新商品開発事業	インバウンドに対応した新商品の開発、バイヤー又はユーザーを対象としたアンケート調査、新商品開発のためのデザイン委託、新商品開発に伴う特許出願 など

(採択・その他)

Q2-1 採択の基準はどうなるのか。

A2-1

提出された補助金交付申込書について、以下の基準に基づいて審査を行い、採択します。

なお、審査の結果、申込金額より減額となる可能性があります。

<審査基準>

- ①技術・技法の継承につながるような取組みとなっているか。
- ②インバウンド対応など、時流を意識した新たな取組みとなっているか。
- ③期待される効果及び目標が適切に設定されているか。
- ④事業の実施方法等について、事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤実施スケジュールが現実的か。
- ⑥事業を円滑に遂行するための実施体制となっているか。
- ⑦必要となる経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧事業を継続的に行っていくための財政的な基盤を有するか。
- ⑨事業を継続的に行っていくための組織的な基盤を有するか。

Q2-2 県の他の補助金について、重複の利用は認められるのか。

A2-2

県の他の補助金との重複は認められません。

Q2-3 県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体（3事業者以上で構成する団体）とは、具体的にど

のような団体を指すのか。

A2-3

以下の団体を指します。

1. 香川県伝統的工芸品指定製造者である組合又は任意団体
（3事業者以上が加盟していること）
2. 香川県伝統的工芸品指定製造者またはその構成員を含む3事業者以上で構成する団体
3. 家具の産地組合又は製造事業者で構成する団体

※指定製造者には香川県伝統工芸士を含みます。

Q2-4 補助上限額が90万円に下がるのはどのような場合か。

A2-4

全体の補助対象経費のうち、人材育成事業、技術・技法伝承事業、新商品開発事業に要する補助対象経費の合計が50%未満の場合に補助上限額が90万円となります。

また補助金交付決定時点で上記基準を満たし、補助上限額が100万円とされた場合であっても、完了実績報告時点で基準を満たしていない場合は、補助上限額が90万円となります。